

米国ワックスマン・マーキー修正法案の概要について

平成21年 6月 1日
環境省市場メカニズム室

下院エネルギー・商業委員長のヘンリー・ワックスマン議員（民主党・カリフォルニア州選出）と、エネルギー・環境小委員長のエドワード・マーキー議員（民主党・マサチューセッツ州選出）は 2009 年 5 月 15 日、3 月 31 日に発表した法案を修正し、「H.R.2454 the American Clean Energy and Security Act of 2009」として再発表した¹。

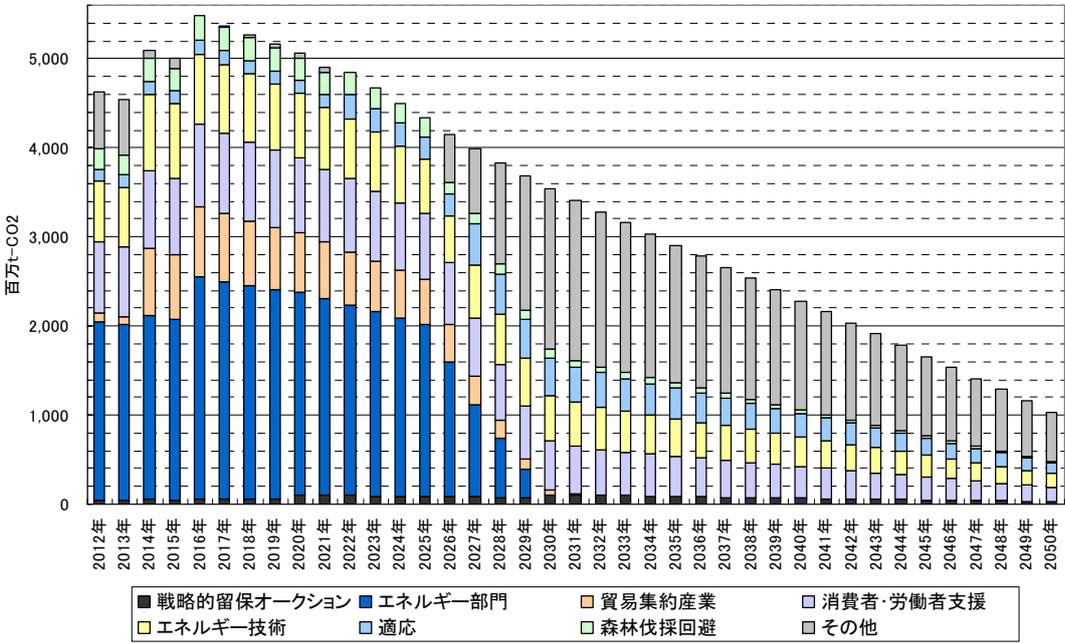
同法案は 5 月 21 日、エネルギー・商業委員会を賛成 33 票・反対 25 票・無投票 1 票で通過した。
今後は、下院本会議にて審議されることとなる。

同法案中「Title III Reducing Global Warming Pollution」（現行の大気清浄法（Clean Air Act）に「Title VII Global Warming Pollution Reduction Program」等を追加するもの。）に定められた国内排出量取引制度の概要は、下記の表の通りである。

対象	期間	2012 年より一部の対象部門で開始し、2016 年までには全部門が対象となる。
	対象ガス	GHG7 ガス（CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、SF ₆ 、HFCs、PFC、NF ₃ ）。 EPA 長官による追加が可能。
	カバー率	全部門が対象となる 2016 年以降、米国温室効果ガス排出量の 84.5%をカバー。
	対象部門 ／時期	対象部門と、各部門が対象となる時期は下記の通りである。 エネルギー部門 (a) 発電源（ただし、(b)の燃料及び再生可能バイオマス起源の発電による排出は遵守義務から免除される。）（2012 年～） (b) 2008 年以降に州間の通商目的で、石油/石炭起源の液化燃料、石油コークス、液化天然ガスの製造を行う固定排出源、及び輸入事業者。ただし、同燃料の燃焼が、年間 25,000t-CO ₂ e 以上 ² の排出をもたらすものに限る。（2012 年～） (c) 天然ガス供給会社（あるいはグループ会社）のうち、2008 年以降に本法案対象外である消費者に対して、年間 4 億 6 千万 ft ³ 以上の天然ガスを供給した会社。（2016 年～）（償却義務の対象は、本法案制度対象者外の消費者に供給した天然ガスの燃焼に由来する排出量） 産業部門 (d) 2008 年以降に州間の通商目的で、温室効果ガス（化石燃料起源の CO ₂ 、N ₂ O、PFCs、SF ₆ 、その他 NF ₃ を除き EPA が指定する温室効果ガス）の製造を行う固定排出源、及び輸入事業者。ただし、同ガスの燃焼が、年間 25,000t-CO ₂ e 以上 ² の排出をもたらすものに限る。（2012 年～） (e) アジピン酸、一次アルミ、アンモニア、セメント（粉砕のみである場合は除く）、

¹ 法案全文は http://energycommerce.house.gov/Press_111/20090515/hr2454.pdf より入手可能。

² EPA 長官は、(b)(d)(f)(g)(h)に定められた閾値（25,000t-CO₂）について、2020 年以降 8 年おきに、制度対象とすることによるコストと効果を比較し見直す。但し、閾値を 10,000t-CO₂ 以下にすることはない。なお、「CO₂e」とは、排出される温室効果ガスの量を、地球温暖化係数に従って CO₂換算したものである。

		<p>HCFC、石灰、硝酸、石油、燐酸、炭化ケイ素、ソーダ灰、二酸化チタン、石炭起源の液体／気体燃料の製造を行う固定排出源（2014年～）</p> <p>(f) ①2008年以降にアクリロニトリル、カーボンブラック、二塩化エチレン、酸化エチレン、メタノールの製造を行なう固定排出源、②年間25,000t-CO₂e以上²の排出をもたらす化学／石油化学製品を製造する固定排出源（2014年～）</p> <p>(g) エタノール製造、合金鉄製造、食品加工、ガラス製造、水素製造、鉄鋼製造、鉛製造、紙パルプ製造、亜鉛製造を行う固定排出源。ただし、2008年以降に年間25,000t-CO₂e以上²排出したものに限定。（2014年～）</p> <p>(h) 上記(e)(f)(g)に該当しない産業部門における化石燃料燃焼装置（あるいは装置グループ）のうち、2008年以降に年間25,000t-CO₂e以上²排出したものの。（2014年～）</p> <p>(i) 2008年以降に年間25,000t-CO₂e以上のNF₃を排出した固定排出源。（2012年～）</p> <p>その他</p> <p>(j) 地中炭素固定サイト（2012年～）</p>
<p>キャップ</p>	<p>国全体の削減目標</p>	<p>米国の温室効果ガス排出を、2005年比で、2012年に3%、2020年に20%、2030年に42%、2050年に83%削減する。</p>
	<p>制度対象部門の削減目標</p>	<p>国内排出量取引制度対象部門の温室効果ガス排出を、2005年比で、2012年に3%、2020年に17%、2030年に42%、2050年に83%削減する。</p>
	<p>キャップ設定</p>	<p>・あらかじめ各年における割当総量を、下記のグラフのように定める。割当対象も併せて記す。</p>  <p>・上記の割当総量に加えて、燃料を原料として使用し燃焼されなかった場合や、生産段階で制度対象となるフッ素化ガスを破壊した場合等には、補填排出枠（compensatory allowance）が発行される。</p>

割当	割当方法	<p>排出枠は、以下の主体に対して割り当てられる。</p> <p>(1)戦略的留保オークション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略的留保オークション（strategic reserve auction）用に、2012～2019年排出枠の1%、2020～2029年排出枠の2%、2030～2050年の排出枠の3%分を取り置く。 ・ オークションは下記の方法で行われる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内排出量取引制度対象者のみが、オークションに参加することができる。 ➢ 第1回を2012年3月末までに行い、以降四半期毎に実施する。 ➢ 2014年までは前年の市場価格の2倍、2015年以降は前36ヶ月の日次終値価格の1.6倍に相当する最低価格が設けられる。 ➢ 戦略的留保オークションでは、通常のオークションで売れ残った排出枠及びオークション収益用途②から生じる排出枠の一部も合わせて売却する。 ➢ オークションの収益は、下記の用途に用いられる。 <ul style="list-style-type: none"> ①戦略的留保ファンド（strategic reserve fund）へ拠出する。 ②森林伐採回避から生じる海外オフセットクレジットの購入へ拠出する。購入したクレジットは、EPA長官によって償却されるが、購入量の8割分を、本法案の排出枠として新たに発行する。 <p style="text-align: center;">※ 本オークションは、排出枠価格の高騰に備えた措置である。</p> <p>(2)エネルギー部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内排出量取引制度の対象であるエネルギー部門において、下記の対象者にのみ、2012年～2029年まで無償で排出枠を割り当てる。 <table border="1" data-bbox="373 1249 1444 1921" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象</th> <th style="text-align: center;">割当方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">電力供給事業者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力地方供給会社、商業用石炭発電事業者、長期電力購入契約をもつ発電事業者に対して、過去の排出量や電力供給量に応じて、排出枠を無償で割り当てる。 ・ 割当量は、2012～2013年該当排出枠³の43.75%（約20億t-CO₂e）より減少し、2029年該当排出枠の7%（約2億5,280万t-CO₂e）を無償で割り当てる。2030年以降は無償割当を行わない。 ・ 電力地方供給会社は、無償で割り当られた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">天然ガス地方供給会社</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガス地方供給会社に対して、過去の天然ガス供給量に応じて、排出枠を無償で割り当てる。 ・ 割当量は、2016～2025年該当排出枠の9%（2016年において約4億8,850万t-CO₂e）より減少し、2029年該当排出枠の1.8%（約6,500万t-CO₂e）を無償で割り当てる。2030年以降は無償割当を行わない。 ・ 電力地方供給会社は、無償で割り当られた排出枠を、天然ガス料金納付者のためだけに用いなければならない。排出枠の1/3は、消費者の省エネプログラムに用いなければならない。 </td> </tr> </tbody> </table>	対象	割当方法	電力供給事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力地方供給会社、商業用石炭発電事業者、長期電力購入契約をもつ発電事業者に対して、過去の排出量や電力供給量に応じて、排出枠を無償で割り当てる。 ・ 割当量は、2012～2013年該当排出枠³の43.75%（約20億t-CO₂e）より減少し、2029年該当排出枠の7%（約2億5,280万t-CO₂e）を無償で割り当てる。2030年以降は無償割当を行わない。 ・ 電力地方供給会社は、無償で割り当られた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。 	天然ガス地方供給会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガス地方供給会社に対して、過去の天然ガス供給量に応じて、排出枠を無償で割り当てる。 ・ 割当量は、2016～2025年該当排出枠の9%（2016年において約4億8,850万t-CO₂e）より減少し、2029年該当排出枠の1.8%（約6,500万t-CO₂e）を無償で割り当てる。2030年以降は無償割当を行わない。 ・ 電力地方供給会社は、無償で割り当られた排出枠を、天然ガス料金納付者のためだけに用いなければならない。排出枠の1/3は、消費者の省エネプログラムに用いなければならない。
対象	割当方法							
電力供給事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力地方供給会社、商業用石炭発電事業者、長期電力購入契約をもつ発電事業者に対して、過去の排出量や電力供給量に応じて、排出枠を無償で割り当てる。 ・ 割当量は、2012～2013年該当排出枠³の43.75%（約20億t-CO₂e）より減少し、2029年該当排出枠の7%（約2億5,280万t-CO₂e）を無償で割り当てる。2030年以降は無償割当を行わない。 ・ 電力地方供給会社は、無償で割り当られた排出枠を、電力料金納付者のためだけに用いなければならない。 							
天然ガス地方供給会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然ガス地方供給会社に対して、過去の天然ガス供給量に応じて、排出枠を無償で割り当てる。 ・ 割当量は、2016～2025年該当排出枠の9%（2016年において約4億8,850万t-CO₂e）より減少し、2029年該当排出枠の1.8%（約6,500万t-CO₂e）を無償で割り当てる。2030年以降は無償割当を行わない。 ・ 電力地方供給会社は、無償で割り当られた排出枠を、天然ガス料金納付者のためだけに用いなければならない。排出枠の1/3は、消費者の省エネプログラムに用いなければならない。 							

³該当排出枠とは、「当該年の割当総量－(1)戦略的留保オークション用にとりおく排出枠」を指す。

石油精製業者	<ul style="list-style-type: none"> 米国内の石油精製所所有者及び創業者に対して、過去の生産量に応じて、排出枠を無償で割り当てる。 2014～2026年該当排出枠の2%（2014年において約1億100万t-CO₂e）を無償で割り当てる。2027年以降は無償割当を行わない。
--------	---

(3)貿易集約型産業

- 下記の条件を充たす部門に属する事業者にのみ、2012年～2034年まで無償で排出枠を割り当てる。割当量は、2012～2013年排出枠の2%（2012年において約9,160万t-CO₂e）、2014年排出枠の15%（約7億5,720万t-CO₂e）。2015年以降割合は減少し、2035年でゼロとなる。

(A) (1)エネルギー集約度：（電力料金＋燃料購入代金）／出荷額＞5%、または

GHG集約度：（GHG排出量×20）／出荷額＞5%、かつ

(2)貿易集約度：（輸入額＋輸出額）／出荷額＞15%

(B)もしくは、エネルギー集約度かGHG集約度のどちらかが20%以上となる部門

- 部門の特定は、6桁のNAICS(北米産業分類コード)により行う。
- 国内排出量取引制度対象者と非対象者双方に該当しうる。

(4)消費者／労働者支援

- 消費者支援対策及び労働者教育に関する下記の対策に、2012年～2050年まで排出枠が割当てられる。

対象	割当方法
家庭暖房用石油・プロパン	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠は各州に無償で割当てられる。割当を受けた各州は排出枠を売却し、その収益を家庭暖房用石油・プロパンの価格上昇の影響を受ける消費者を対象としたプログラムに用いられる。 割当量は、2012～2013年該当排出枠の1.88%（2012年において約8,590万t-CO₂e）より減少し、2029年該当排出枠の0.3%（約1,080万t-CO₂e）を無償で割り当てる。2030年以降は無償割当を行わない。
低所得消費者	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益の一部を、低所得の消費者対策に用いる。 2012～2050年該当排出枠の一律15%（2012年において約6億8,710万t-CO₂e、2050年において約1億5,060万t-CO₂e）を無償で割り当てる。
労働者への投資	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠オークション収益の一部を、環境関連の労働者育成プログラムに用いる。 2012～2021年該当排出枠の0.5%（2012年において約2,290万t-CO₂e）、2022～2050年排出枠の1%（2050年において約1,000万t-CO₂e）を無償で割り当てる。

(5)エネルギー技術

- 再生可能エネルギーや省エネ技術の普及に関する下記の対策に、2012年～2050年まで排出枠が割り当てられる。

対象	割当方法
再生可能エネ	<ul style="list-style-type: none"> 排出枠は各州に無償で割り当てられる。割当を受けた各州は

ルギー、省エネ	<p>排出枠を売却し、再生可能エネルギーや省エネに関するプログラムに用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割当量は、2012～2016年該当排出枠の9.5%（2012年において約4億3,520万t-CO₂e）より減少し、2026～2050年該当排出枠の4.5%（2050年において4,520万t-CO₂e）を無償で割り当てる。
建物における省エネ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出枠は各州に無償で割り当てられる。割当を受けた各州は排出枠を売却し、建物における省エネ基準向上対策に用いる。 ・ 2012～2050年該当排出枠の一律0.5%（2012年において約2,290万t-CO₂e、2050年において約500万t-CO₂e）を無償で割り当てる。
クリーンエネルギー革新センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出枠は本法案にて新設される、エネルギー技術の研究開発を行うクリーンエネルギー革新センターに対して、無償で割り当てられる。センターは排出枠を売却し、その収益をセンターの運用資金とする。 ・ 2012～2050年該当排出枠の一律1%（2012年において約4,580万t-CO₂e、2050年において約1,000万t-CO₂e）を無償で割り当てる。
クリーン車両技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出枠は電気自動車製造者に対して、無償で割り当てられる。 ・ 2012～2017年該当排出枠の3%（2012年において約1億3,740万t-CO₂e）、2018～2025年該当排出枠の1%（2025年において約4,210万t-CO₂e）を無償で割り当てる。2026年以降は無償割当を行わない。
国際的なクリーン技術普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出枠は本法案で規定される国際的なクリーン技術普及のプログラムに対して、無償で割り当てられる。割当を受けたプログラムの運用者は排出枠を売却し、その収益をプログラム運用資金とする。 ・ 2012～2021年該当排出枠の1%（2012年において約4,580万t-CO₂e）、2022～2026年該当排出枠の2%、2027～2050年該当排出枠の4%（2050年において約4,020万t-CO₂e）を無償で割り当てる。
CCS技術	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCS技術の普及のため、排出枠を無償で割り当てる。（詳細は未定） ・ 2014～2017年該当排出枠の2%（2012年において約1億100万t-CO₂e）、2018～2050年該当排出枠の5%（2050年において約5,020万t-CO₂e）を無償で割り当てる。

(6)適応

- ・ 米国内外の複数の適応プログラムに、2012年～2050年まで排出枠を無償で割り当てる。割当を受けたプログラムの運用者（州、内務省、EPA等）は排出枠を売却し、その収益をプログラム運用資金とする。
- ・ 2012～2021年該当排出枠の2%（2012年において約9,160万t-CO₂e）、2022～2026年該当排出枠の4%、2027～2050年該当排出枠の8%（2050年において約8,030万t-CO₂e）を無償で割り当てる。

(7)森林伐採回避

- ・ 途上国における森林伐採回避対策のために、排出枠を割り当てる。

		<ul style="list-style-type: none"> 2012～2025年該当排出枠の5%（2012年において約2億2,900万t-CO₂e）、2026～2030年該当排出枠の3%、2031～2050年該当排出枠の2%（2050年において約2,000万t-CO₂e）を無償で割り当てる。 <p>(8)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の排出枠は、EPA長官によるオークションで売却する。 2012年～2025年は、財政赤字削減のため、売却収益を連邦財務省へ拠出する。 2026年～2050年は、消費者保護のため、売却収益を「気候変動還付基金」へ拠出する。 																																									
	オークション	<ul style="list-style-type: none"> オークションは、年に4回実施する。実施年から4年後までの排出枠を販売する。 単一回均一価格の封印入札形式にて行う。 																																									
	バンキング	無制限に可能																																									
	ボローイング	<ul style="list-style-type: none"> 翌年の排出枠は、無利子でボローイングできる。 5年後までの排出枠は、償却義務の15%を上限として、利子（8%×ボローイングする年数）付きでボローイングできる。 																																									
遵守オプション	外部クレジット	<ul style="list-style-type: none"> 遵守には、本法案の排出枠の他、①国内外のオフセットクレジット、②他国制度の排出枠を用いることができる。 																																									
	オフセットクレジット	<p>利用制限</p> <ul style="list-style-type: none"> オフセットクレジットは、年間20億t-CO₂eを上限として、利用することができる。オフセットクレジットは、下記の数式により定められる一定割合(%)を上限として、償却目的に用いることができる。 $\text{利用上限(\%)} = \frac{20\text{億}tCO_2e}{20\text{億}tCO_2e + \text{前年の割当量}} \times 100^4$ <p>従って、利用上限は、下記のグラフのように変化する。</p> <table border="1"> <caption>利用上限の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>利用上限 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2012年</td><td>30</td></tr> <tr><td>2014年</td><td>30</td></tr> <tr><td>2016年</td><td>28</td></tr> <tr><td>2018年</td><td>28</td></tr> <tr><td>2020年</td><td>29</td></tr> <tr><td>2022年</td><td>30</td></tr> <tr><td>2024年</td><td>31</td></tr> <tr><td>2026年</td><td>33</td></tr> <tr><td>2028年</td><td>35</td></tr> <tr><td>2030年</td><td>37</td></tr> <tr><td>2032年</td><td>39</td></tr> <tr><td>2034年</td><td>41</td></tr> <tr><td>2036年</td><td>43</td></tr> <tr><td>2038年</td><td>45</td></tr> <tr><td>2040年</td><td>47</td></tr> <tr><td>2042年</td><td>49</td></tr> <tr><td>2044年</td><td>51</td></tr> <tr><td>2046年</td><td>53</td></tr> <tr><td>2048年</td><td>55</td></tr> <tr><td>2050年以降</td><td>65</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 海外オフセットクレジットと国内オフセットクレジットの利用上限は、それぞれ上記グラフで示したオフセットクレジットの全体の利用上限の半分とする。 ただし、排出枠価格以下で購入可能な国内オフセットクレジットが年間9億t-CO₂e 	年	利用上限 (%)	2012年	30	2014年	30	2016年	28	2018年	28	2020年	29	2022年	30	2024年	31	2026年	33	2028年	35	2030年	37	2032年	39	2034年	41	2036年	43	2038年	45	2040年	47	2042年	49	2044年	51	2046年	53	2048年	55	2050年以降
年	利用上限 (%)																																										
2012年	30																																										
2014年	30																																										
2016年	28																																										
2018年	28																																										
2020年	29																																										
2022年	30																																										
2024年	31																																										
2026年	33																																										
2028年	35																																										
2030年	37																																										
2032年	39																																										
2034年	41																																										
2036年	43																																										
2038年	45																																										
2040年	47																																										
2042年	49																																										
2044年	51																																										
2046年	53																																										
2048年	55																																										
2050年以降	65																																										

⁴ 大統領は、20億t-CO₂の数値について見直す可能性がある。

		<p>未満であった場合、海外オフセットクレジットの利用上限を年間 15 億 t-CO_{2e} まで引き上げる。海外オフセットクレジットの利用上限の引き上げを行う場合、国内オフセットクレジットの利用上限を同量引き下げ、オフセット全体で年間 20 億 t-CO_{2e} の利用上限は変化させない。</p> <p>国内オフセット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Offset Integrity Advisory Board（科学者を中心に 9 人以上で構成される）を設置し、クレジットの発行や、方法論の策定支援等を行う。 ・ 2009 年以降の削減を対象とする。ただし、2001 年以降の削減であり、EPA が指定する他の国内オフセットプログラムで認められたプロジェクトであれば、早期オフセットクレジットを発行する。 ・ 第三者検証が必要。検証機関の認証基準は、米国規格協会（ANSI）や ISO14065 による。加えて、EPA 長官は毎年、プロジェクトをランダムに選び、監査を行う。 <p>海外オフセット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2019 年以降、本法案の排出枠：海外オフセットクレジット=1.25：1 の重み付けを行う。（5t-CO_{2e} 分の海外オフセットクレジットをもって、4 t-CO_{2e} 分の償却に充てる。） ・ 海外オフセットクレジットは、米国が締結する協定に参加した途上国に限る。 ・ 海外オフセットには、下記のクレジットを含む。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ EPA 長官が指定する途上国の特定セクター（本法案の対象部門であり、国際市場において米国と競争関係にあるもの）については、セクター・ベースのクレジットのみを発行する。 ➢ UNFCCC、UNFCCC に基づく議定書、又は UNFCCC の後継条約に規定されるクレジットについては、EPA 長官が認める場合に、使用が可能。 ➢ 森林伐採回避から生じる海外オフセットクレジット。2020 年に 7 億 2 千万 t-CO_{2e}、2025 年末までに累計 60 億 t-CO_{2e} 分を目標とする。
	他国制度の排出枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ リンクする取引制度は、(1)絶対量の義務削減目標を課し、かつ(2)算定・遵守・施行、オフセットの質と利用制限について、本法案と同等の厳しさを課すものに限る。
国境措置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法案の実施が炭素リーケージを引き起こしている、と大統領が判断した場合、①貿易集約型産業への無償割当量を見直すか、②米国への一次製品輸入に際し排出枠の償却を求めるか、③若しくは①と②双方の措置を取ることができる。 ・ 米国への一次製品輸入に際し、排出枠の償却を求める措置の詳細は下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該措置は、2025 年以降のみ実施可能である。 ➢ EPA 長官は、国際リザーブ排出枠（International Reserve Allowance）を販売する。当該排出枠は、国内排出量取引制度対象者が遵守目的で使用することはできない。 ➢ 一次製品とは、鉄鋼、アルミ、セメント、ガラス、陶磁器、紙パルプ、化学物質、その他原料として用いられる製品を指す。 ➢ 後発開発途上国（LDCs）及び世界の温室効果ガス排出量に占める割合が

		0.5%以下である国からの輸入は除く。
市場監視		<ul style="list-style-type: none"> 連邦エネルギー規制委員会（FERC）は、法律施行後 18 ヶ月以内に、排出枠及びクレジットの現物／デリバティブ取引に係る規則を策定し取引市場の監督を行う。 大統領が任命するワーキンググループは、デリバティブ市場の監視を行う。 商品先物取引委員会（CTFC）も、排出枠及びクレジットのデリバティブ取引の監督主体に追加する。
算定報告	報告義務	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者に加え、その他一部 EPA 長官が指定する事業者も報告義務を負う。
	報告内容	<ul style="list-style-type: none"> 報告義務を負う事業者は、①米国内の温室効果ガス排出量データ、②温室効果ガス排出をもたらす燃料及び製品の生産や輸入に関するデータ、③米国内の温室効果ガス吸収量データを報告する義務を負う。EPA 長官の定めに応じて、この他のデータ（排出量算定機器関連のデータ等）も提出する。
	算定方法	<ul style="list-style-type: none"> 法律施行後 6 ヶ月以内に、EPA 長官は気候登録簿（the Climate Registry）や他国/地域の制度を参考にしながら、算定報告ガイドラインを策定する。 国内排出量取引制度の対象となる排出量の算定には、連続煙道排ガス計測システム（CEMS: Continuous Emission Monitoring System）あるいは CEMS と同レベルの正確性、信頼性、アクセス可能性を有する算定システムを用いる。国内排出量取引制度の対象外である排出量については、CEMS がコストと見合った算定方法であるかを検討する。
	報告時期	<ul style="list-style-type: none"> 基準期間（2007 年～2010 年）の各年のデータを 2011 年 3 月末までに報告する 2011 年以降は四半期毎のデータを当該四半期終了後 60 日以内に提出する。
	報告義務不履行	<ul style="list-style-type: none"> 排出実績の報告義務を満たさない場合は、国内排出量取引制度の対象となる排出については、EPA 長官が想定しうる最大の量を排出したとみなす。 国内排出量取引制度の対象外である排出については、EPA 長官が想定しうる最もありうる量を排出したとみなす。
	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 企業秘密等に接触しない限り、排出実績は公開される。
償却		<ul style="list-style-type: none"> 対象事業者は、遵守年の翌年 4 月 1 日までに、排出実績以上の排出枠を償却する。
罰則規定		<ul style="list-style-type: none"> 十分な排出枠を償却しない事業者は、「不足した排出枠の量×遵守年の排出枠市場価格の 2 倍」の罰金が課せられる。 不足した排出枠の償却義務は、免除されない。
州レベルの制度		<ul style="list-style-type: none"> 2011 年末までに発行されたカリフォルニア州、RGGI、WCI の排出枠については、本法案の排出枠との交換を行う。
登録簿		<ul style="list-style-type: none"> 排出枠追跡システム及びオフセット登録簿を整備する。